

「坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年 3月19日

坂 城 町 長

坂城町規則第 4号

坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第6項」を「第5項」に改める。

第9条第1項の表中「

14 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間
--	---

」を「

14 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の	1年につき5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間
---	---

休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
--	--

」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。